



# タンデム自転車で 高知県内の公道が走れます！



高知県道路交通法施行細則の一部改正（H30.9.1）により、高知県内の公道走行が全面的に可能になりました。

## 高知県内の公道で走行できるタンデム自転車とは？



二人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダルが縦列に設けられた自転車だけです。

座席が横並びのものや3人以上で乗るものでは、公道を走れません。



## 何が変わった？

H30.8.31までは…

自転車専用道路に限って走行可能とされてましたが、県内には自転車専用道路が存在せず、「実質的には走行できない」という状態でした。

規則の改正  
によって

H30.9.1からは…

上記のタンデム自転車であれば、自転車専用道路に限らず、公道での走行が全面的に可能になりました。

## タンデム自転車の特徴は？

タンデム自転車は、後ろに乗る人がハンドル操作をする必要がないため、1人で自転車に乗ることができない視覚障害者や足腰の弱い高齢者の方でも乗ることができます。自転車の楽しさに触れられるほか、観光振興やスポーツツーリズムへの期待が持たれていますが、乗車するにあたっては、以下のようないくつかの特徴を把握しておく必要があります。

### 重要

タンデム自転車は「普通自転車」に該当しません

タンデム自転車は、軽車両のうち自転車に区分されますが、車体の大きさや構造から、「普通自転車」に該当しません。そのため、「普通自転車」なら通行できる場所が、タンデム自転車では通行できない場合などがあります。

「普通自転車」と比べて車体が大きく、運転感覚が異なります

- 発進時や横風を受けた時に不安定になりやすい
- ホイールベースが長いため、小回りが利かない
- 重量が重く、ブレーキの効果が弱い
- 駆動力が2人分のため、高速になりやすい
- 停車時に2人分の体重を支えるため、前に乗る人は腕力が必要となる

# 乗車する上の注意点

## 走行する際の注意点は…

### ① ヘルメットをかぶりましょう



### ② 走る前に練習しましょう

公道に出る前に  
安全な場所で  
十分な練習を

### ③ コミュニケーションをとりましょう

止まるよ はい

- ・発進するとき
- ・停止するとき
- ・曲がるとき 等々



## 交通ルール上の注意点は…

### 歩道は通行できません！

歩道には下の標識のように、自転車でも通行可能な歩道がありますが、タンデム自転車は普通自転車ではありませんので、この標識があっても歩道を走ることはできません。



車道の左側を通行しましょう。

※ 「自転車」とは、普通自転車を示すものです。

### 参考

#### 普通自転車とは



- 車体の大きさ  
長さ190cm以内、幅60cm以内
- 車体の構造
  - ・側車を付けていないこと
  - ・運転席以外の乗車装置を備えていないこと  
(幼児用座席を除く)
  - ・制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
  - ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

⇒ タンデム自転車はこれに含まれません

### 補助標識をよく確認して通行しましょう！

例



自転車を除く

ここでの「自転車」とは、「普通自転車」を指しており、タンデム自転車は該当しませんので、**タンデム自転車は除かれず、進入できません。**

例



二輪を除く

「二輪」とは、二輪の自動車及び原動機付自転車を指しますので、**タンデム自転車は除かれ、通れます。**

例



軽車両を除く

タンデム自転車は、車両のうち「軽車両」に区分されますので、**タンデム自転車は除かれ、逆走できます。**

### タンデム自転車に限らず、全ての自転車は安全利用を！！

#### 自転車

#### 安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

お問い合わせは、高知県警察本部交通企画課(☎088-826-0110)へ